

鹿児島県漁業許可等の取扱に関する基本方針

1 目的

本県周辺漁場の恵まれた水産資源を適切に管理しつつ、漁業経営の基盤強化につながる資源の有効利用や担い手対策等を図ることが漁業の定的発展を期するうえで重要となっている。

このため、漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱に当たっては、資源の状況や担い手の育成・確保、漁業経営の多角化等を踏まえつつ、漁船漁業の漁獲努力量の適正化、漁場の総合的な利用を図り、併せて漁業相互間の操業調整を円滑にして漁業秩序の維持と漁業生産力の発展させることを目的とする。

2 許可保有数の適正化

漁業の許可等に当たっては、漁場の総合的な利用及び漁業調整を図るため、原則として同漁期における許可等の重複を避け、1漁業経営体当たりの許可等保有数を次のとおりとする。

- (1) 漁業法第57条第1項の農林水産省令に規定する漁業及び鹿児島県漁業調整規規則（以下「規則」という。）第4条に掲げる小型まき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、さんご漁業にあつては、いずれか1業種。
- (2) 前号に掲げる漁業以外の許可等にあつては3業種以内。
- (3) 1号に掲げる許可等を保有する者が兼業を目的として、2号に掲げる許可等を受けることができる数は1業種。

3 許可等保有数の特例

次のいずれかに該当するものであつて、漁業調整が図られた上、今後本県漁業の振興に寄与するものについては、上記2に掲げる許可等保有数を超えて許可又は認可することができるものとする。

- (1) 試験操業に係る許可により漁業を営もうとする者
- (2) 水産資源の管理措置（禁漁期間の設定等）の導入に伴い収入の減少が見込まれる漁業を営む者であつて、漁業経営を維持するために、新たな漁業への着業が必要と認められる者
- (3) 二枚貝を対象にする小型底びき網漁業等、漁獲対象としている水産資源の出現を予期できないと認める漁業を営もうとする者
- (4) 組合せ漁業など漁業の多角化を図り、漁業経営の改善を図ろうとする者

4 許可等の定数

漁業法第57条第7項の規定に基づく知事が許可をすることができる船舶等の数又は取扱については、次の項目のすべてに該当する場合、いつでも新規に許可できるものとする。

- (1) 定数に残余があつて、遊休許可のない漁業であること
- (2) 許可満了日まで1年以上の期間がある漁業であること

5 操業区域

- (1) 操業区域は、原則として漁業権区域外とする。
- (2) 漁業調整を図るため、船舶総トン数、漁法、操業時間等を勘案して、操業区域を調整するものとする。

(3) 操業区域に係る表示の定義は、次のとおりとする。

ア 地先海域

隣接市町村の沖合海域（ただし共同漁業権区域内を除く。）とする。

イ 周辺海域

島しょの共同漁業権の区域を除く周辺沖合とする。

6 漁具，漁法等の制限

(1) 栽培漁業の推進に伴い，放流稚魚の保護育成を図る必要がある漁場については，操業区域の制限，網目制限，操業期間の規制等規制措置を講ずるものとする。

(2) 船舶の安全航行及び他の漁業の操業に影響を及ぼすおそれのあるものについては，漁具の長さ，操業区域のほか統数の制限をするものとする。

7 漁獲実績報告（漁業法第 58 条で準用する第 52 条に基づく資源管理の状況等の報告）

漁業の許可等を受けた者が正当な理由なく漁獲実績の報告をしない場合，又は正当な理由なく漁獲実績のない者には，許可等を行わない場合がある。

8 継続の許可等

規則第 14 条第 1 項第 1 号で知事が指定する漁業は，漁業法施行規則第 70 条第 1 項及び第 2 項並びに規則第 4 条第 1 項第 4 号から第 15 号までに掲げる漁業とする。

（参考）知事が指定する漁業

<漁業法施行規則第 70 条第 1 項及び第 2 項>

- ・ 中型まき網漁業
- ・ 小型底びき網漁業

<規則第 4 条第 1 項 4 号から第 15 号>

- | | |
|------------|---------------|
| ・ 小型まき網漁業 | ・ 敷網漁業 |
| ・ 機船船びき網漁業 | ・ かご漁業 |
| ・ ごち網漁業 | ・ あさひがにかかり網漁業 |
| ・ すくい網漁業 | ・ 小型定置網漁業 |
| ・ 刺し網漁業 | ・ しいらづけ漁業 |
| ・ 固定式刺し網漁業 | ・ 潜水器漁業 |

附 則

この方針は，令和 6 年 9 月 19 日から施行する。

（漁業法に則した修辞上の修正，継続の許可等の新設）